

津市子ども読書活動推進計画

平成20年 3月

津 市 教 育 委 員 会

目 次

第1章 計画の構成

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

第2章 子どもの読書環境の状況

- 1 国、県等の状況
- 2 本市の状況
- 3 本市の特性

第3章 基本方針

- 1 目 標
- 2 施策の柱

第4章 子どもの読書活動を進める具体的な方策

- 1 子どもが身近に本に出会える機会の拡充
- 2 子どもが読書の楽しさに触れ、体感できる環境の整備
- 3 図書館等関係機関と民間団体等が連携・協力した取組の支援
- 4 行政と市民が協働し、社会的気運醸成のための啓発活動の推進

第5章 推進体制の整備と努力目標

- 1 子ども読書活動推進会議の設置
- 2 継続的な実態調査
- 3 子ども読書活動推進計画の努力目標

関連資料

- ・津市子ども読書活動推進計画の努力目標一覧表

第1章 計画の構成

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{注1}の基本理念にのっとり、行政と市民が協働して、すべての子どもが自主的に読書活動に親しむことにより、豊かな心や未来を拓く力をもった人づくりに資することを目的とします。

注1：子どもの読書活動の重要性にかんがみ、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を図るため、平成13年12月に制定された法律です。

2 計画の性格

この計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「三重県子ども読書活動推進計画」を基本として、子どもの読書環境の条件整備に努め、具体的施策を計画的に推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。但し、計画を改定する必要がある場合は、所要の見直しを行います。

4 計画の対象

この計画は、おおむね18歳以下の子ども及びその保護者を対象とします。

第2章 子どもの読書環境の状況

1 国、県等の状況

(1) 国の動向

国は、平成13年12月12日、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

この法律の制定は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

この法律により、国においては平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、「子どもが読書に親しむ機会の提供」「諸条件の整備・充実」「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」を基本的な方針として、その推進の方策を定めています。

また、国は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定め、国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとしています。

そして、平成13年には、「学校図書館法」の改正を行い、平成15年4月から、12学級以上のすべての小・中・高等学校に司書教諭^{注2}の配置を義務付け、学校図書館の整備充実を図っています。

さらに、平成14年度からはじめられた、学校図書館図書整備5か年計画に続き、総額約1,000億円の予算措置を行い、平成19年度からの5年間で、学校図書館図書標準^{注3}の達成を目指しています。

注2：学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭です。平成15年度より12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられました。

注3：公立の義務教育諸学校に整備すべき蔵書の標準冊数のことで、学級数によって定められています。

(2) 県の状況

県は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、読書活動に親しむことによってすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、平成16年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画では、大人が率先して読書活動推進の気運を高め、読書活動が、ゆっくりと、着実に、子どもたちの生活に浸透定着するよう、効果的な取組を進めるとともに、市町、教育施設や福祉施設、NPOやボランティア団体、各事業者や保護者等が実施する様々な活動を支援するとしています。

2 本市の状況

本市は、平成18年1月の市町村合併により、約710平方キロメートルと県下最大の市域を有した市となりました。

図書館9館と2室の蔵書数は、約97万5千冊で、そのうち児童図書は約27万9千冊で全体の28.6%を占めています。

図書館では、積極的に各学校等への図書の団体貸出^{注4}を行っており、図書館事業として児童生徒向け読み聞かせイベントをボランティア団体と連携して開催しています。

このような読書環境のなかで、平成17年度に養正小学校、平成19年度には西が丘小学校が読書活動優秀実践校に選ばれ、また平成16年度には久居ふるさと文学館、平成18年度には津図書館が、子ども読書活動優秀実践図書館として、それぞれ文部科学大臣表彰を授与され、その実績が認められています。

また、市内には、多くの読書活動ボランティア団体が自主的な読書活動を展開するとともに、地域の図書館や保育所・幼稚園・小学校で、市との協働事業として子どもたちに読み聞かせ等を実施しています。

注4：図書館サービスを受ける機会の少ない方々に対して、団体や職場などの世話役の人にまとめて図書館の本を借りていただき、団体の構成員に利用していただく方法です。

(子どもの読書傾向)

平成18年10月、子どもとその保護者を対象に実施した「読書のアンケート」及び「子どもの読書活動に関するアンケート」調査結果によると、

- ① 小学校では、学年が進むにつれて不読者^{注5}の割合は減るものの、中学校に入ると不読者は急激に増加し、中学3年生では34%となる。

注5：全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同で、毎年全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について行っている調査では、5月の1ヶ月間に読んだ本が0冊の生徒を「不読者」と呼んでいます。津市では、「読書のアンケート」において、「1ヶ月に本を何冊読みますか。」の問いに、「0冊」と答えた児童生徒を不読者と呼んでいます。

- ② 本を選ぶ理由については、「書店などで見つけて読んでみたくなった」が80%と多く、直接自分の目で本を選択している割合が高い。また、「テレビの番組や映画のお話だから」が51%、テレビや雑誌で名前を見て決めた」が39%となっており、メディアの影響を受けている結果となっている。
 - ③ 保護者の意識としては、73%の保護者が、子どもの読書離れが進んでいると感じている。また、家庭で読み聞かせや図書館に連れて行くなど、適切なかわりを持たせれば、子どもの読書活動は進むと考えている保護者が多い一方で、読書の取り組みは、学校や行政に頼っている傾向が強い。
 - ④ 保護者の72%は、読書が「好き」「どちらかというが好き」と答えているが、実際の読書量は、32%が1ヶ月に1冊も本を読んでいない。
 - ⑤ 保護者の26%は、子どもに読み聞かせ等をしていない。また、読み聞かせをしている保護者の18%は読み聞かせ等の効果に疑問を持っている。
- となっています。

3 本市の特性

(図書館数及び貸出冊数)

合併により、市立図書館数は9館2室となり、県立図書館も市内にあるなど、図書館数や蔵書数では類似都市^{注6}と比較しても多く、ほぼ充足しています。

また、年間総貸出冊数は150万5千冊で、県内各図書館と比べても、多い状態です。

(読書ボランティア団体の活動)

市内で活動する読書ボランティア団体は、図書館と連携しているものだけでも18団体と、県内でも多く、市民による読書活動が活発に行われています。

また、学校においても、全校一斉の読書活動や子どもの読書の日の取組等、計画的な読書指導が展開されており、ボランティア団体との連携事業や図書館ボランティアを活用している学校も増えてきています。

(大学等高等教育機関の有する専門性)

三重大学をはじめ、三重短期大学等の高等教育機関が集まっていることから、高い専門性を有する情報が近くにあります。

注6：全国の市町村を対象として、総務省が毎年行っている職員数の状況調査及び財政状

況に関する調査資料を基に、それぞれの状況が類似する市で、現行における市域面積が

500平方キロメートルを超える市（青森県青森市、滋賀県大津市など）をさしています。

第3章 基本方針

子どもの読書活動に関する本市の状況や特性を活かし、すべての子どもたちが豊かな心や未来を拓く力をもった人間として育つ読書環境を整備することをめざし、本計画を系統的・体系的に推進するための目標を設定し、基本的な方向性と具体的な方策を明らかにして、家庭・地域・学校等において総合的に取り組みます。

1 目標 読書活動が活発なまち・「つ」の創造 ～いつでも、どこでも、本に出会えるまちをめざして～

推進計画の策定により、子どもの読書活動を充実させ、豊かな情操を育むことができるよう、読書活動が活発なまちを創造し、いつでも、どこでも、本に出会えるまちをめざします。

2 施策の柱

(1) 子どもが、身近に本に出会える機会を拡充します。

乳幼児健診時での読み聞かせをはじめ、保育所や幼稚園、小・中学校、あるいは市立図書館での個別に実施されている事業を体系的に見直し、本に出会う機会を拡充します。

(2) 子どもが読書の楽しさに触れ、体感できる環境を整備します。

家庭・地域・学校等における読書環境の整備を進めるとともに、図書館をはじめ、各公共施設等職員の研修に努めます。

(3) 図書館等関係機関と民間団体等が連携・協力した取組を支援します。

学校や図書館等関係機関と読み聞かせ等ボランティア団体が連携・協力して、子どもの読書活動が活発に推進されるよう、取組を支援します。

(4) 行政と市民が協働し、社会的気運醸成のための啓発活動を推進します。

行政と市民が協働して、社会全体で読書活動への理解と関心が普及するよう啓発活動を推進します。

第4章 子どもの読書活動を進める具体的な方策

1 子どもが身近に本に出会える機会の拡充

(1) 乳幼児の健診等を通じてのブックスタート関連事業^{注7}の開催

○子どもや保護者に、読書の意義や楽しさを伝え、家庭において読み聞かせや親自身の読書活動が進められるようにします。

○母子を対象にした健康相談や健康診査など、保健師が乳幼児の親子と関わる機会において、チラシを配るなど読み聞かせの方法や本の選び方を指導します。

注7：ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を贈る事業ですが、津市では、保健センターで津市図書館と連携して、乳幼児健診の機会に、乳児と保護者を対象に絵本の読み聞かせ等、絵本に親しんでもらう事業を実施しています。

(2) 読み聞かせ会等の読書や図書に関わる行事等の開催の奨励

○子どもの読書活動に関する講演会や行事等を開催し、乳幼児期から子どもが本と出会える事業を推進します。

(3) 読書習慣の基礎を培うための読み聞かせ等の実施

○保育所や幼稚園において、読書習慣の基礎を培うため、幼児期から読み聞かせ等を積極的に進めます。

○学校における司書教諭や保護者等のボランティアの活動を支援します。

(4) 学校での一斉読書や図書館活動を通じての読書活動の推進

○授業開始前に一定の時間を設けて読書を行う、「一斉読書」の実施や教職員による読み聞かせの実施など、本とのふれあいを大事にした教育を進めます。

○学校図書館を利用した総合的な学習を推進するなどして、学校図書館の利用促進を図ります。

(5) 障がいのある子どもの読書活動の推進

○ボランティア団体や学校、関係機関との連携を通して、子どもの個性に合わせた図書資料の充実を促し、どの子にも読書活動の機会が提供されるようにします。

○資料については、子どもの特性、状態、生活経験等を考慮し、三重県視覚障害者支援センター点字図書部門等との連携を通じて、大活字本、録音図書、点字図書等の資料を収集するとともに、ボランティア団体等と協力して、資料の作成に努めます。

(6) 日本語以外の母語を話す子どもの読書活動の推進

○日本語以外の母語を話す子ども等が、読書を楽しむことができるよう、外国語図書等の整備充実を図るとともに、日本語に親しむことのできる環境づくりにも取り組みます。

2 子どもが読書の楽しさに触れ、体感できる環境の整備

(1) 家庭での読書環境の整備

①親子で絵本に出会う環境の整備

出産前の各種教室、乳幼児健診時等でのブックスタート関連事業、市立図書館での読み聞かせなど、親子で乳幼児期から、読書の楽しさに触れる環境を提供します。

②児童図書等のリサイクルの奨励

市立図書館が蔵書整理時に行うリサイクル本事業等で、家庭において本に触れる環境が整備されるよう支援します。

(2) 地域での読書環境の整備

①公共施設等の環境整備（公民館、保健センター・市民センター・教育集会所・隣保館・児童館・放課後児童クラブ等）

○公民館・保健センター・市民センター・教育集会所・隣保館・児童館・放課後児童クラブ等の公共施設等で、図書室・読書コーナー等の設置及び利用しやすい状況を作るとともに、市立図書館との連携により、蔵書を増やしたり入れ替えたりするなど環境整備を進めます。

（公民館）

館内に図書室あるいは図書コーナーを設置し、周知するとともに、市民からの寄贈や市立図書館からのリサイクル本、団体貸出の配本によって蔵書を整備します。

また、公民館講座に子育て支援の観点から、読み聞かせや絵本等関連講座を設け、保護者に対して読み聞かせの大切さや技術を伝えるよう努めます。

（保健センター）

健康相談や健康診査時に、図書館職員やボランティアの方々と連携を取りながら、読み聞かせのコーナーを設けたり、絵本に関するパンフレットを配付する等して、読み聞かせができる環境を整備します。

また、家庭訪問の機会を捉えて、読み聞かせの意味や方法、成長時期に合う本の選び方等の啓発をします。

さらに、図書館と隣接する7ヶ所の保健センターを中心に、図書館事業への参加や、図書館利用を呼びかけます。

(市民センター)

市民センターでは、図書室や図書コーナーを設け、静かな環境の中で利用しやすい施設となるよう努めています。図書の入れ替えをしたり、レイアウトを工夫したりして、地域の子どもたちが読書に興味や関心を持つことができるようにします。

また、チラシやパンフレットを置くなど、利用される保護者等に、図書に関わる情報の提供を行います。

(教育集会所^{注8})

集会所内に図書リサイクルボックスを設置するなどして、地域住民からの協力を得ながら、蔵書数を増やし、読書コーナー等を整備するとともに、子ども読書の日や読書週間に合わせて、集会所便りや掲示板を利用して、読書活動推進のための雰囲気づくりを進めます。

また、図書の希望調査をしたり、地域のボランティア団体等に依頼して、読み聞かせ会を開催したりして、子どもたちが読書の楽しさに触れられるよう努めます。

注8：地域の社会教育活動の充実、進展及び人権啓発の推進を図るため、市内20ヶ所に建てられ、人権研修会や講演会、子どもたちの学習会などに利用される施設です。

(隣保館^{注9})

地域の保護者に読書活動の意義や楽しさを伝える、講演会やおはなしの会等を開催します。また、親子を対象とした、ストーリーテリング^{注10}、ブックトーク^{注11}、紙芝居などを実施します。

注9：「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」により、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図るため設置する施設です。

注10：話し手が物語を覚えたいうで、聞き手に絵や文字を見せずに語ることで、子どもたちのイメージを膨らませようとするものです。

注11：ひとつのテーマにそって、ジャンルの異なる本を選んで、いろいろな角度から本に対する興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法です。

(児童館^{注12})

市立図書館からの団体貸出などを利用して、児童書を整備するとともに、来館する子どもたちの読書活動が推進されるよう努めます。

注12：「津市児童館の設置及び管理に関する条例」により、児童の健全育成を図るため、児童厚生施設として設置しているものです。

(放課後児童クラブ^{注13})

市立図書館からの団体貸出などを活用して、児童書を整備するとともに、読み聞かせや読書の時間を設定して、子どもが本に触れる環境をつくります。

注13：共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る、放課後児童健全育成事業です。

(児童福祉法第6条2第2項に規定)

②市立図書館における読書活動推進

○児童書の充実

子どもの年齢や要求に対応するために、幼児・児童、青少年（ヤングアダルト）等それぞれの特性に適した資料や、学習に役立つ資料の選定を行い資料の充実に努めます。

○司書等の研修機会の充実

子どもの本についての広範な知識と、子どもと本をつなぐ技術を身につけ、様々な読書相談に応じられるよう、司書としての専門的な知識や技術を習得できる研修会への積極的な参加を行い図書館職員の資質向上に努めていきます。

○児童関連行事の充実

「おはなし会」の開催をはじめ、子どもと本を結びつける講座や、保護者の本への理解や興味を促進する講座等様々な行事を継続して実施します。

○ボランティア養成と活動支援

地域や図書館で「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」などをするボランティアの養成講座の開催や、研修の場の提供及び活動場所の支援を行います。

○団体貸出制度の推進

地域や学校等の読書環境の整備・支援のため、団体貸出制度の推進を図ります。

○情報の発信

来館する子どもや保護者だけでなく、利用していない親子への働きかけのため、情報通信技術の活用を含めた情報提供を行います。

○市立図書館の連携

9館2室ある市立図書館のネットワークの強化をはかり、情報の共有及び資料の有効活用に努めます。

(3) 保育所、幼稚園、学校での読書環境の整備

① 保育所、幼稚園の環境整備

○ 保育所・幼稚園内の読書環境の充実

本の購入や市立図書館の団体貸出の利用、保育所・幼稚園間での本の情報交換等を行い、図書の実質を図ります。

また、効果的な絵本の配置や、子どもたちが落ち着いてじっくりと絵本を楽しむ環境を考慮した絵本コーナーを充実させていきます。

○ 研修の充実

保育士や教師対象の研修会を実施して、読書活動の推進の重要性や読書環境の充実に対する意識の高揚を図ります。

また、一人ひとりの保育士や教師が、子どもたちが心を躍らせる本の読み聞かせができるよう、スキルアップのための研修会も設けていきます。

○ 保護者への啓発

絵本の紹介や読み聞かせの際の工夫を通信に載せて、保護者へのアドバイスとなるような取組を進めます。さらに、保育参観や未就園児の子育て支援の会などにおいても、親子での読書を勧める取組を進めます。

○ 地域との連携

保護者や地域のボランティアの協力を得て、読み聞かせやストーリーテリングをさらに充実させます。

また、公共施設等と連携をしながら、新刊本やおはなし会などの情報の共有を図り、地域の中で子どもたちが本に触れやすい環境をつくっていきます。

② 学校の環境整備

○ 図書館資料の充実

文部科学省制定の学校図書館図書標準に基づき、計画的に蔵書冊数を整備し、図書資料の充実を図ります。

○ 公共図書館等との連携

公共図書館等との連携を図り、団体貸出等を利用しながら、ニーズに応える図書の整備を図ります。

○ 学校司書の配置と図書館教育の充実・活性化

中学校区に学校司書を配置し、中学校区内の小中学校にも派遣するなど、小中学校が連携した図書館教育を推進します。また、学校司書及び司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立を図ります。

○ ボランティア等との協働

保護者等の図書館ボランティアと連携し、読み聞かせ・図書資料の修理・学校図書館環境整備等、学校図書館の充実や活性化を図ります。

3 図書館等関係機関と民間団体等が連携・協力した取組の支援

(1) 司書教諭や保護者等のボランティア活動の支援

司書資格を有する学校図書館巡回指導員を市内の学校に派遣し、図書館運営や図書館教育について、司書教諭への指導や保護者等のボランティアの支援を行います。

(2) 読書に関わる研修講座や専門研修の充実

市立図書館の司書による研修講座や三重大学・三重短期大学と連携した図書館運営に関する専門研修を充実し、司書教諭等の図書館担当教員の資質と指導力の向上を図ります。

(3) 読書を支える人材・ボランティア団体の育成とネットワークづくり

市立図書館や学校等では、それぞれに読み聞かせボランティアが活動していますが、内容については各図書館や各学校に任されております。このような読み聞かせ等を実施するボランティア団体や読書活動を支える人材をつなぎ、ネットワーク化を図ることにより、情報交換や交流・研修の場を増やしていきます。

また、各地で「おはなし会」を開催できる人材を育てるための講座を開催し、技術の向上や組織の拡充を支援します。

(4) 関係機関と関係団体等の連携と協働

①市立図書館と学校図書館の連携

市立図書館と学校図書館が連携し、学校図書館の充実のため、団体貸出の推進、学校支援向け資料の収集、総合学習や調べ学習への対応、研修会の共同実施等を行います。

また、子どもが図書館に興味や関心を持つよう、職場体験学習「自分発見！中学生・地域ふれあい事業」^{注14}や図書館見学事業等を実施します。

注14：生活体験や社会体験が不足しがちな中学生が、地域の事業所等で仕事を体験し、学校では学べないことを体得するために、県と市が連携して、体験の機会と場の提供をする事業です。

②市立図書館と保健センターの連携

市立図書館と保健センターが連携して、乳幼児健診時に併せて「おはなし会」を行い、絵本の楽しさを知らせるとともに、おすすめ本の紹介やリストの配布により、保護者へ読み聞かせや図書館利用を薦めます。

③市立図書館と他の公共施設等との連携

公民館をはじめ、子育て支援施設等、地域に開かれた施設と市立図書館が連携して、団体貸出事業を実施し、本とのふれあいや読書のきっかけをつくる場の提供を推進します。

(5) 高等教育機関の附属図書館と市立図書館・学校図書館及び他市町図書館等との連携

学校図書館・市立図書館と三重短期大学附属図書館・三重大学附属図書館等との連携を進め、学校図書館の活性化と子どもの学習活動・読書活動のより一層の充実のため、テーマを設定し、人材育成等研究を進めます。

また、三重県図書館情報ネットワークシステム^{注15}の積極的な参加と活用や各種図書館団体への加盟、大学図書館との連携により、市民が身近な各図書館を利用しながら、どこからでも手軽かつ迅速に必要な資料の提供ができるよう努めます。

注15:「すべての図書館をすべての利用者に」という三重県立図書館の基本コンセプトに基づいて構築されたもので、県立図書館に県立図書館を含む県内各図書館から所蔵データを集め、利用者が家庭や職場のインターネット端末から、県内の所蔵データ提供館の情報をまとめて検索できるようにしたものです。

4 行政と市民が協働し、社会的気運醸成のための啓発活動の推進

(1) 広報やポスターを通じての家庭での読み聞かせや読書の奨励

「広報津」や、本市の子ども読書活動推進計画の趣旨を盛り込んだポスター等により、読書活動の意義や事業の周知・促進を図ります。

また、ポスター等を関係機関や公共施設等に配布し、事業の推進を図ります。

(2) 優良図書や優れた読書活動の取組の紹介等、読書に関わる情報提供

市立図書館と学校・園等が連携して、優良図書や子どもの発達段階に沿った読み聞かせや親子読書ができる図書リストを作成して、読書推進に活用します。

また、優れた読書活動の取組を紹介するなど、読書に関わる情報を提供していきます。

(3) 本と出会えるマップづくり

本市において図書・資料等が置いてある、あるいは読書ができる学校等関係機関・施設等を地図にして、子どもや保護者に配布し、いつでも、どこでも本に出会えるよう啓発を進めます。

(4) 書店商業組合^{注16}等との連携

市内の書店や児童図書の販売をしている店に、子どもの読書に関わる図書リストの配布や子どもの読書活動の推進に対する協力を依頼し、ポスターの掲示等書店等との連携による啓発を進めます。

注16：三重県下112の加盟書店により運営されている書店組合で、県教育委員会や学校等と連携して、読書に関する事業も行っています。

(5) 子ども読書の日等の取り組み

子ども読書の日（4月23日）及び読書週間（4月23日～5月12日）には、読書に関わる講演会・読み聞かせ会・朗読発表会・推薦図書の展示等を行い、児童・保護者・読書に関わる関係者の読書に対する意識を高めると共に、読書に関わる機会の提供を行います。

(6) 読書ボランティア活動団体ネットワークの構築

読書に関わるボランティア団体が情報交換をしたり、読み聞かせ技術等の向上や団員の加入促進を図ったりできるような機会を提供するなどして、ボランティア団体のネットワークを構築し、活発な活動を支援していきます。

第5章 推進体制の整備と努力目標

1 子ども読書活動推進会議の設置

(1) 子ども読書活動推進会議

図書館関係者、子どもの読書活動実践者、読み聞かせ等ボランティア団体、学校関係者、書店商業組合、保護者の代表等で作る、「津市子ども読書活動推進会議」を設置し、本推進計画が目標に向けて推進されるよう、次の活動を行います。

○本計画の進捗状況を把握し、その推進を促進します。

○本市の子どもの読書活動を推進するための具体的な方策について意見を述べます。

○子どもの読書に関わる情報収集を行い、広報等を通じて情報提供を行います。

○行政、各種団体に呼びかけて、読書推進にかかる行事等の開催をすすめ、子どもの読書意欲を高めたり大人の読書にかかる意識の啓発をしたりします。

(2) 子ども読書活動推進ワーキンググループ

子ども読書活動推進会議の下に、具体的な事業の実施及び実務的な検討等を行うため、関係各課担当者によるワーキンググループを設置します。

2 継続的な実態調査

平成25年度においては、津市における子どもの読書活動の状況について実態調査を行い、本計画策定に先立ち行った実態調査と比較検討を行うことで、本計画の推進についての総括を行います。

3 津市子ども読書活動推進計画の努力目標

本推進計画の目的が家庭・地域・学校の連携の下、効果的に達成されるよう、その指標となる努力目標を数値で示し、読書活動が活発なまち「つ」の創造をめざして、努力していきます。

(1)「読書のアンケート」によると、子どもの1ヶ月の不読者数(1ヶ月に1冊も本を読まない数)の割合は、小学生で6.5%、中学生で22.1%となっています。

この不読者数の割合を5年間で半減させることとし、小学生では3.2%、中学生では11.0%としていきます。

(2)「読書のアンケート」によると、読書が「好き」と答えた子どもの割合は、小学生で58.8%、中学生で37.4%と学年が進むにつれ、読書が好きな子どもの割合が減少しています。

このことから、読書が好きな子どもの割合を5年間で1.5倍にし、小学生で88.3%、中学生で55.8%としていきます。

(3)「子どもの読書活動に関するアンケート」によると、子どもに本の読み聞かせを「よくする(よくした)」保護者の割合は25%となっています。

子どもが読書習慣を身につけるまでは、保護者が読み聞かせをしたり一緒に読書をしたりすることが大切です。こうしたことから、子どもに本の読み聞かせをよくする(よくした)保護者の割合を5年間で倍増させ、50%にしていきます。

(4)学校図書館における一人当たりの年間貸出冊数は、小学生で20.2冊、中学生で3.4冊となっています。

市内の小中学校の児童生徒の一人当たりの年間貸出冊数を1年で1冊ずつ増やすこととし、小学生で25冊、中学生で10冊としていきます。

(5)保護者等の学校図書館ボランティアの活動している学校数の割合は、小学校57校中30校で52.6%、中学校20校中4校で20%となっています。

学校図書館の活性化を図り、ボランティアの協力を得るため、小学校で70%、中学校で50%にしていきます。

(6)平成18年度の市立図書館における児童図書の間貸出冊数は約49万4千冊となっています。

就学前から読書の楽しさを体験し、読書習慣が形成されるよう、5年間で児童書の年間貸出冊数を59万3千冊にしていきます。

(7)平成18年度の市立図書館の年間団体貸出冊数は、約5万4千冊となっています。

子どもたちがどこでも本に出会える環境を整備するため、年間団体貸出冊数を5年間で1万冊増やし、6万4千冊にしていきます。

(8)市内で、おはなし会等を主催するボランティア団体は、市立図書館や学校等と連携して、それぞれ個別に活動しています。

今後は、ボランティア団体の情報交換や交流を図るとともに、研修の場を増やし、連携・協力して活動ができるようにするため、ボランティア団体のネットワークを構築していきます。

(9)子どもたちが出入りする公共施設内において、図書室・図書コーナー等が設置されている施設数の割合は、126施設中99施設で、78%となっています。

地域において、子どもたちが本に出会える環境を整備するため、図書室・図書コーナー等が設置されている施設数の割合を92%にしていきます。

関連資料

○津市子ども読書活動推進計画の努力目標一覧表

津市子ども読書活動推進計画の努力目標一覧表

NO	項 目	現 状	平成24年度
1	子どもの1ヶ月の不読者数の割合	小学生 6.5 % 中学生 22.1 %	小学生 3.2 % 中学生 11.0 %
2	読書が「好き」な子どもの割合	小学生 58.8 % 中学生 37.4 %	小学生 88.3 % 中学生 55.8 %
3	子どもに本の読み聞かせをよくする (よくした)保護者の割合	25 %	50 %
4	学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学生 20.2 冊 中学生 3.4 冊	小学生 25 冊 中学生 10 冊
5	学校図書館でボランティアの活動している学校数の割合	小学校 52.6 % 中学校 20 %	小学校 70 % 中学校 50 %
6	市立図書館の年間児童図書貸出冊数	約494,000冊	593,000冊
7	市立図書館の年間団体貸出冊数	約54,000冊	64,000冊
8	おはなし会等ボランティア団体のネットワークの構築	なし	ネットワーク構築
9	公共施設内に図書室・図書コーナー等を設置する施設数の割合	78 %	92 %